日本教職大学院協会規約

(平成 21 年 5 月 29 日制定) (平成 29 年 5 月 19 日改正) (令和 5 年 5 月 12 日改正)

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は日本教職大学院協会(以下「協会」という。)と称し、英語ではJapan Association of Professional Schools for Teacher Education (略称 JAPTE)と称する。 (組織)
- 第2条 協会は、教職大学院を設置する大学・学部を会員として組織する。 (目的)
- 第3条 協会は、会員相互の協力を促進して教職大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた教員を養成し、社会に貢献することを目的とする。 (事業)
- 第4条 前条の目的を達成するため、協会は次の事業を行う。
 - (1) 教職大学院が行う教育の内容及び教育条件整備の検討と提言
 - (2) 教職大学院の教育実践研究の検討と提言
 - (3) 教職大学院の教員の研修・交流
 - (4) 教職大学院学生の研修・交流
 - (5) 教職大学院の入学者選抜方法の検討と提言
 - (6) 教育委員会等との連携方法の検討と提言
 - (7) 前各号のほか、協会の目的を達成する上で必要と認めた事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 協会の会員は、教職大学院を設置する法人のうち、法人の意志に基づき入会手続を行い、総会の議決により入会を認められたものとする。

(会員の代表者)

- **第6条** 会員は、その代表者1人を定めて、協会に届け出なければならない。これを変更した ときも、同様とする。
- 2 代表者は、教職大学院を設置する法人の学長又は教職大学院を代表する者とする。
- 3 協会の総会には、第1項により届け出られた者が出席しなければならない。会員代表者が 総会に出席できないときは、当該教職大学院の専任教員による代理出席を認める。この場合 は、書面により代理出席を委任されたことを申し出なければならない。
- 4 理事会への出席においても、前項の代理出席に関する規定を準用する。

(入会及び資格喪失等)

- 第7条 教職大学院を設置する法人が入会を希望するときは、書面により協会に申し出て、総会の議決により入会の承認を得るものとする。
- 2 入会後、会員の設置する教職大学院が閉鎖され、又はその設置認可が取り消されたときは、

会員の資格を失う。

- 3 会員が協会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、理事会の提案に基づく総会の決議により除名することができる。その議決は、総会員の3分の2以上の多数による。
- **4** 会員が退会を希望するときは、書面により協会に届け出て、総会の議決により退会の承認 を得るものとする。

(入会金及び年会費)

- **第8条** 会員は、年会費を納めなければならない。年会費を滞納した会員は、退会したものと みなすものとする。
- 2 会員は、入会にあたって入会金を納めなければならない。
- 3 年会費及び入会金に関する細則は、別に定める。

第3章 役員

(役員の構成)

- 第9条 協会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 理事 15人(会長、副会長を含む。)

(理事の選任)

- 第10条 理事は、総会がこれを選任する。
- 2 欠員が生じた場合の後任の理事は、前任者の属する会員から選出する。 (会長及び副会長の選任)
- 第11条 会長は、総会において選任された理事がこれを互選する。
- 2 副会長は、会長が理事の中から指名し、理事会の承認を経てこれを選任する。
- 3 会長及び副会長のうち1人は私立大学の会員代表者とする。
- 4 欠員が生じた場合の後任の会長及び副会長は、前任者の属する会員から選出する。 (役員の任期)
- 第12条 会長、副会長及び理事の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の会 長、副会長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 会長、副会長及び理事は、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

- 第13条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
- **2** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 3 会長及び副会長は、その任期が満了する日において後任の会長及び副会長が選出されていないときは、後任の会長及び副会長が選出されるまで引き続きその職務を行う。 (理事の職務)

第14条 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

第4章 会議

(総会の招集)

- 第15条 会長は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。総会員の3分の 1以上の会員が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しな ければならない。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決方法)

- 第16条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 総会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席会員の過半数でこれを決し、 可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会員は、総会において各々1 個の議決権を有する。 (理事会の招集)
- 第17条 理事会は会長がこれを招集し、その議長となる。

(理事会の議決方法)

- 第18条 理事会は、総理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- **2** 理事会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席理事の過半数でこれを決し、 可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

- 第19条 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に提案すべき事項
 - (2) 入会金及び年会費に関する事項
 - (3) 専門委員会の設置に関する事項
 - (4) 副会長の選任並びに事務局長の任免の承認
 - (5) その他、協会の事業を実施するために必要と認められる事項

第5章 専門委員会

(専門委員会の設置)

- 第20条 協会の事業の遂行に必要な調査研究を行うため、理事会の下に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会による調査研究の結果は、理事会に報告しなければならない。 (専門委員会の任務・構成等)
- 第21条 各専門委員会の任務及び構成等については、理事会が別に定める。

第6章 監事

(監事)

- 第22条 協会に、監事2人を置く。
- 2 監事は、会員代表者のうちから理事会が選出する。ただし、理事は監事を兼ねることができない。
- 3 欠員が生じた場合の後任の監事は、前任者の属する会員から選出する。 (職務)
- 第23条 監事は、協会の業務及び会計を監査し、理事会にその結果を報告しなければならない。
- 2 監事の任期が終了する年度の翌年度に行われる前項の監査及び報告は、前任の監事が行う

ものとする。

(任期)

- 第24条 監事の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 監事は、再任することができない。

第7章 事務局

(事務局の設置)

- 第25条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、会長が属する大学に置き、副会長が属する大学がこれに協力するものとする。 (事務局長及び職制)
- 第26条 事務局に事務局長1人及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、事務局を統括する。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 会計

(経費)

- 第27条 協会の事業を実施・運営するために必要な経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。
 - (1) 入会金及び年会費
 - (2) その他、寄附金等

(経費の管理)

第28条 協会の経費の管理は、理事会の議を経て事務局が行う。

(会計年度)

第29条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(予算及び決算)

- 第30条 会長は、毎年3月末日までに翌年度の事業予算案を作成し、理事会の議を経て総会の 承認を求めなければならない。
- 2 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算書を作成し、理事会の議を経、監事の意見を 添えて総会の承認を求めなければならない。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第31条 本規約は、総会の議決によって変更することができる。
- 2 この議決には、総会員の3分の2以上の同意を要する。

(解散)

- 第32条 協会は、総会の議決によって解散することができる。
- 2 この議決には、総会員の4分の3以上の同意を要する。

第 10 章 細則

(細則の制定)

第33条 本規約の施行上必要な細則は、理事会の議を経て会長が定める。

附則

(施行期日)

- 第1条 本規約は、平成21年5月29日から施行し、平成20年10月16日から適用する。 (会員)
- 第2条 第5条の規定にかかわらず、教職大学院協会設立総会(平成20年10月16日開催)で協会への参加の意志決定を行った法人は、入会手続を経たものと見なす。

(連合教職大学院)

第3条 本規約の適用については、複数の法人が一の教職大学院を設置した場合においては、 あわせて一の会員として扱うものとする。

(設立総会における会長等の選任)

第4条 協会の最初の総会において選出された会長、副会長及び理事は、本規約に基づき選任 されたものとみなす。

(最初の役員の任期)

第5条 協会の最初の会長、副会長及び理事の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、その設立の日から平成22年の第1回の総会までとする。

(設立総会の議長)

第6条 協会の最初の総会の議長は、第15条第3項の規定にかかわらず、日本教育大学協会会 長がこれにあたる。

(最初の監事の任期)

第7条 最初の監事の任期は、第24条第1項の規定にかかわらず、選出された日から平成22年3月31日までとする。

(設立当初の会計年度)

第8条 協会の最初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり平成22年3月31日に終わるものとする。

(日本教育大学協会との関係)

第9条 協会の設立及び運営に当たっては日本教育大学協会の協力を得ることとし、設立後も 連携を図るものとする。

附則

本規約は、平成29年5月19日から施行する。ただし、第26条4項に係る規定については平成29年4月1日から適用する。

附則

本規約は、令和5年5月12日から施行し、令和5年6月1日から適用する。